

長崎県介護ロボット・ICT普及促進事業補助金

募集要項

○応募受付期間 令和5年3月30日（木）
～ 令和5年6月14日（水）17時迄

○応募書類の提出先 長崎県福祉保健部 長寿社会課
介護人材確保推進班
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL 095(895)2440/FAX 095(895)2576

○応募書類の提出方法 郵送

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。（長崎県 福祉保健部 長寿社会課ホームページ）

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/604240.html>

長崎県福祉保健部 長寿社会課

1. 事業の目的

働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保及び定着に資するため、介護事業所における業務効率化、職員の身体的・精神的負担の軽減、介護サービスの質の向上に効果的な介護ロボット・ICTの導入を促進します。

2. 補助対象者

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす長崎県内の介護事業所が補助対象者です。
なお、複数の介護事業所を運営する法人については、各事業所の事業計画書を法人で取りまとめてから提出してください。

- (1) 介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護事業所であること。
- (2) 県や他事業所から要請があれば、見学等を受け入れ、導入事例を県のホームページ等で公表することに同意できる事業所。
- (3) 導入する介護ロボット・ICTを活用する職員に対する研修を開催するため、「介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金」の交付申請を提出している事業所。

※本事業計画の提出以前に交付申請を提出する必要があり、「介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金」の交付申請が提出されていない場合には、本事業計画を受領できません（同時提出可）。

3. 補助率及び補助上限額

補助率	介護ロボット (見守り支援)	4分の3
	ICT	
	介護ロボット (見守り支援以外)	2分の1
補助上限額	1事業所あたり 300万円	

※千円未満の端数は切捨

4. 事業実施期間

補助内示後から令和6年1月31日(水)まで

※上記の期間中に、介護ロボット・ICTの導入から導入業者への支払までを完了する必要があります。

5. 補助対象経費

<介護ロボット>

補助対象	① 移乗支援（装着型・非装着型）、②移動支援、③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援 のいずれかで使用され、 <u>介護従事者の負担軽減効果がある介護 ロボット</u>	
	次のいずれかの要件を満たす介護ロボット ・ロボット技術（①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット）を活用し、従来の機器ができなかった優位性を発揮するもの ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 25 年度～平成 29 年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成 30 年度～令和 2 年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和 3 年度～）において採択されたもの（「重点分野 6 分野 13 項目の対象機器・システムの開発」に限る。）	
	販売価格が公表され、一般に購入できる状態の介護ロボット	
介護ロボット補助額	①移乗支援、⑤入浴支援	1 機器あたりの上限 100 万円
	上記以外	1 機器あたりの上限 30 万円
	※複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットは、最低限の機能を有するまとまりをもって 1 機器とする	
見守り機器導入に伴う 通信環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など） ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。） ・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 （介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等） <p>※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p> <p>※介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経</p>	

	費は補助対象外とする。
	介護ロボット補助額と合わせた上限額：300万円

< I C T >

補助対象	<p>記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフト、又は、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みの介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となるもの</p> <p>※既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトウェアを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）</p> <p>※独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」（令和4年3月）を参考にすること</p> <p>※本事業によりI C Tを導入した事業所においては、科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること</p>		
	<p>対象経費は次のアからエまでとする</p> <p>ア 上記の要件を満たすソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）</p> <p>イ タブレット端末・スマートフォンや、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム等のハードウェア</p> <p>ウ ネットワーク機器の購入・設置（Wi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用）</p> <p>エ クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、I C T導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費等</p> <p>※イ、ウについては、既に介護ソフトによって各業務が一気通貫となっている（又はなる予定の）場合の経費も含む</p>		
補助上限額	事業所規模に応じて上限設定	職員 1人～10人	50万円
		職員 11人～20人	80万円
		職員 21人～30人	100万円
		職員 31人～	130万円

6. 補助対象外経費

次の費用は補助対象外です。

- (1) 補助金内示の前に購入、リース又はレンタル契約を締結したもの
- (2) 他の補助金の交付を受けているもの又は受けることを予定しているもの
- (3) 補助金の事業実施期間内に当該介護ロボット・ICTの納品や支払いが完了しないもの
- (4) 補助金の事業実施期間以降の購入、リース又はレンタルに要する費用
- (5) 保守、サポート、セキュリティ対策等の補助金の事業実施期間以降に継続して発生する費用のうち当該翌年度以降相当分
- (6) 介護ロボット・ICTのメンテナンスに要する費用
- (7) インターネット回線使用料等の通信費
- (8) 保険料
- (9) 事業所等において、専らその位置を変更せず使用するパソコン及びプリンターの購入、リース又はレンタルに要する費用
- (10) その他当該事業として適当と認められない費用

7. 事業計画の提出について

本補助金の活用を希望する場合は、以下の書類を以下の期限までに長崎県長寿社会課介護人材確保推進班へ郵送にて提出（必着）してください。

なお、提出後は、提出書類の差替えは原則受け付けませんのでご注意ください。

<事業計画提出期限>

令和5年6月14日（水）17時締切

※封筒余白に「介護ロボット等事業計画」と朱書きしてください。

<提出書類>

- (1) 経費所要額調（様式第1-1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 導入する介護ロボット・ICTのカタログ等、機器の名称・機能がわかる書類、及び、通信環境整備の内容がわかる書類（図面等）
- (4) ICT導入の場合は、勤務形態一覧表（参考様式1）（常勤換算の人数を記入したもの）
- (5) 見積書の写し
- (6) その他参考となる書類

<提出部数>

1部

※ 書類は原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所クリップ留めしてください。
（ホッチキス留めは不可）

※ ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

8. 様式のダウンロードについて

本募集要項は県ホームページに掲載しており、必要な様式等もダウンロードできますのでご参照ください。

◆県 HP トップ>分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>介護人材確保の取組の情報>介護ロボット・ICT 普及促進事業>介護ロボット・ICT 普及促進事業補助金

URL : <https://www.pref.nagasaki.jp/object/shikaku-shiken-bosyu/boshu/604240.html>

長崎県 介護ロボット 補助金 新規募集 **検索**

9. 審査について

提出された事業計画は、外部の専門家等で構成する審査会において、以下の項目に基づき審査を行います。（審査項目を必ず満たす必要はありませんが、多くの項目を満たす事業所等を優先的に採択します。）

なお、審査結果は、令和5年8月中に文書で通知する予定です。

※通知時期は予定であり、変更となる可能性があります。

<審査項目>

審査項目	主な評価内容
(1) 事業計画の採択実績の有無	①R2年度以降に、本県の介護ロボット・ICTに関する補助金の交付を受けていない事業所であるか。
(2) 長崎県介護事業所認証評価	②令和4年度までにNはーと（長崎うれしかハート介護事業所）の認証を受けた事業所か。
(3) 事業の体制	①入所系施設のうち、以下の介護サービス種別に該当するか。 ◆認知症対応型共同生活介護 ◆（看護）小規模多機能型居宅介護 ◆特定施設入居者生活介護 ②介護ロボット・ICTの活用を進めるための体制が整備されているか。 ③導入前後で実施する研修が効果的か。 ※研修の開催は必須
(4) 事業の効果	①事業所が抱える課題に対応した効果的な事業計画となっているか。 ②効果を明確に表す具体的な数値目標があり、達成可能な事業計画となっているか。

<p>(5) 導入機器の有効性</p>	<p>①見守り機器又は ICT を導入する計画か。</p> <p>②機器を効果的に活用する計画か。</p> <p><機器ごとの評価方法></p> <p>※複数の機種がある場合には、最も事業費が大きなものについて評価を行う</p> <p>◆見守り支援：巡回業務にかかる時間を減らす計画を評価</p> <p>◆移乗支援・移動支援・入浴支援： 介助者の人数を減らす計画を評価</p> <p>◆排泄支援：利用者との接触時間を減らす計画を評価</p> <p>◆コミュニケーション： レクリエーションの従事人数を減らす計画を評価</p> <p>◆介護業務支援： 介護業務に伴う情報を効率的に収集・共有し、ケアの質向上を図る計画を評価</p> <p>◆ICT：記録時間を減らす計画を評価</p> <p>③介護ロボットや ICT の更新・追加ではなく、新規に機器を導入する計画か。</p>
---------------------	--

<評価にあたっての視点・考え方>

評価内容	視点・考え方
(1) ①	<p>R2 年度以降の本県の介護ロボット・ICT に関する補助金とは、以下の補助金を指します。</p> <p>◆令和 2 年度長崎県介護ロボット・ICT 普及促進事業補助金</p> <p>◆感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金</p>
(3) ①	<p>特に、入所系施設のうち介護ロボット・ICT の導入が進んでいない、規模が比較的小さい介護サービス事業所での導入促進を図ってまいります。</p>
(3) ②	<p>事業所内で、介護ロボット・ICT の活用を進めるための担当者を選任し、活用や効果の検証を行う検討会（既存の会議の活用でも可）を実施予定か確認します。</p>
(3) ③	<p>業務において支障なく介護ロボット・ICT 機器を効果的に活用できるような研修を開催するか確認します（「介護ロボット・ICT 等活用人材育成事業補助金」を活用した研修の開催が必要）。</p>
(4) ①	<p>「夜勤者の精神的な負担が大きい」「利用者との接触機会が多く、感染リスクがある」などの課題に対し、端末等で入居者の状態を確認できる見守り支援機器を導入・活用する事業計画や、「手書きでの記録に時間を要してい</p>

	る」「限られた職員数で業務を行う必要がある」などの課題に対し、ICTを導入・活用する事業計画など、事業所が抱える具体的な課題に対し、効果的な機器を導入・活用する事業計画を評価します。
(4) ②	見守り支援機器の場合、具体的な数値目標の例としては、「夜間の定期訪室回数 ●回→▲回」といったものを想定しています。 しかしながら、施設利用者の安全確保上望ましくない目標（「夜間の定期訪室回数ゼロ」など）や機器の性能上達成不可能な目標（介助人数の減少が想定できない機器での「介助人数2人→1人」など）等は評価しません。
(5) ①	職員の業務負担軽減に効果の高いと考える「見守り支援機器」及び「ICT」の導入を特に高く評価します。
(5) ②	機器ごとの評価方法に基づいて、業務負担軽減に効果が高い活用方法であり、機器を効果的に活用する計画を高く評価します。

10. 内示後の手続きについて

<手続きの流れ>

申請者	長崎県
(1) 事業計画書提出	(2) 審査
(4) 交付申請	(3) 内示
事業が完了後 (6) 実績報告	(5) 交付決定
—	(7) 検査（原則、書面のみ）
(9) 請求書の提出	(8) 交付額の確定
消費税に係る仕入れ控除税額が確定後 (11) 消費税に係る仕入控除税額報告書提出	(10) 補助金の交付
導入年度の翌年度10月末までに (12) 導入効果報告書提出	—

- 内示を受けた後、事業実施が可能となります。
- 原則として、内示を受けた機器やその台数は変更できません。
- 発注に際しては、県が行う契約手続きの取り扱いに準拠する必要があります。
- 内示通知に記載した期日までに、補助金交付申請書を提出する必要があります。
(見積書や機器のカタログ等の添付書類も再度ご提出ください。)
- 事業の完了した日から30日を経過した日又は、令和6年2月29日(木)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。(期限内に提出がない場合、補助金のお支払いができません。)
- 県が交付額を確定し、適正な請求書が提出された後に、補助金を支払います。
- 事業が完了し、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があります。
- 機器の導入から6カ月経過後、令和6年10月31日(火)までに導入効果報告書を提出する必要があります。

< 必要書類一覧 >

様式番号	様式名	交付申請	実績報告	補助金請求	その他	備考
実施要綱様式第1号	交付申請書	●				
実施要綱様式第1-2号	変更交付申請書				△	△ 該当がある場合のみ
実施要綱様式第3号	実績報告書		●			(事業完了後)
実施要綱様式第4号	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書				●	● (各事業者における消費税等に係る仕入れ控除税額確定後)
実施要綱様式第5号	暴力団排除に係る誓約書	●				
第1-1号	経費所要額調	●				
第1-2号	経費所要額調(変更)				△	△ 該当がある場合のみ
第1-3号	経費精算額調		●			
第2号	事業計画書	●				
第3号	収支予算書	●				
第4号	変更計画書				△	△ 該当がある場合のみ
第5号	変更収支予算書				△	△ 該当がある場合のみ
第6号	事業実施結果報告書		●			(事業完了後)
第7号	収支精算書		●			(事業完了後)
第8号	介護ロボット・ICT導入効果報告書				●	● 導入年度の翌年度の10月末日までに提出
長崎県補助金等交付規則様式第3号	交付請求書			●		(交付額確定後)
参考様式Ⅰ	勤務形態一覧表 (常勤換算の人数を記載したもの)	△				△ ICT導入の場合のみ
参考資料	見積書の写し	●	●			(実績報告時は、契約書の写しでも可)

参考資料	導入する介護ロボット・ICTのカタログ、Wi-Fi工事の内容がわかる書類等	●					
参考資料	補助事業に係る支払いが確認できる書類(領収書等)の写し		●				
参考資料	導入した介護ロボット等、Wi-Fi工事の内容がわかる写真		●				

11. よくあるお問い合わせ

介護ロボット・ICT 普及促進事業補助金に関してよくあるお問い合わせを紹介します。

	お問い合わせ内容	回答
(1)	介護ロボットの補助額には、消費税及び地方消費税は含まれるか？	本補助金は、導入経費の消費税及び地方消費税額を含めた金額が補助額となります。
(2)	どのような機器を導入すればよいか分からない。	<p>機器の選定に当たっては、「九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター」に相談できますので、ぜひご利用ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">九州 介護ロボット 相談 検索</div>
(3)	どのように機器の導入を進めればよいか分からない。	<p>長崎県で、実際の導入事例を基に作成した「介護ロボット・ICT 導入プロセス・効果検証マニュアル」を作成し、ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">長崎県 介護ロボット 導入 検討 検索</div> <p>また、機器の導入の進め方についても、(2)に掲載の「九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター」に相談できますので、ぜひご利用ください。</p>
(4)	この機器(特定の介護ロボット・ICT)は、補助の対象となるか？	<p>特定の機器が補助の対象に含まれるかどうかといった回答は行っておりません。</p> <p>事業計画の審査では、機種だけでなく、機器の活用方法を踏まえて審査をしております。</p> <p>(審査内容については、9. 審査についてをご参照ください。)</p>

(5)	これから介護事業所を開設しようとしているが、開設予定の事業所であっても補助金の申請は可能か？	補助対象の事業所は、介護保険法に基づく指定又は許可を受けている介護事業所となっています。 (2. 補助対象者 (1) をご参照ください。)
(6)	申請前に事業計画の記載内容を確認してもらえないか？	事業計画は、提出後に審査するため、事前確認は行っておりません。 また、事業計画の差替えは、原則できませんので、各事業所でしっかりとご検討ください。 なお、提出いただいた事業計画書のみで審査するため、記載誤り等がないか、意図等を伝えているかなどを、提出前にご確認ください。
(7)	法人内の複数の事業所で介護ロボット・ICTの導入を検討しているが、事業計画を提出する場合、1つの事業計画で複数事業所分の申請を行うことは可能か？	事業計画は、事業所ごとに作成していただく必要があります。ただ、提出の際には、法人内で各事業計画をとりまとめ、計画ごとにクリップ留めしてからご提出ください。
(8)	「介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金」を申請しないと、事業計画を受け付けないのか？	導入する介護ロボットやICTを効果的に活用できる事業計画を採択するため、「介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金」を活用した研修を実施することを要件としており、申請がないと、本事業計画を受理できません。
(9)	複数の事業計画を提出する場合、添付する見積書は、全事業所の機器を1つの見積書にまとめてよいか？	事業計画ごとに見積書の添付が必要なため、見積書は事業所ごとに作成してもらってください。
(10)	導入業者から聴取した見積書に補助対象外の経費が計上されているが、そのまま提出してよいか？	原則として、補助対象経費のみを見積書に記載するよう、導入業者と調整してください。
(11)	事業計画書に記載するサービス種別は略称でよいか？	介護保険法により介護サービス事業者又は介護保険施設として指定又は許可を受けた書類どおりにご記入ください。 例) ○ 認知症対応型共同生活介護 × グループホーム
(12)	ICTを導入する事業計画書に記載する常勤換算の職員数には、清掃や調理の職員ま	常勤換算の職員数には、業務においてICTを活用予定の職員について算出してください。

	で含めて算出するのか？	
(13)	様式 1-2 の担当者は、複数名記載してよいか？	当課からの問合せ対応等は、ご担当者お一人にご対応いただきたいので、1名のみご記入ください。
(14)	内示を受けた後の交付申請時に、見積書の内容に変更がない場合には、見積書の提出を省略してよいか？	省略することはできません。 なお、見積書だけでなく、機器のカタログ等の添付書類も省略せずにご提出ください。
(15)	事業完了後 30 日以内に実績報告とあるが、事業完了日は、機器の導入日と捉えてよいか？	事業完了日は、機器の導入が完了し、導入業者への支払を完了した日（領収日）となります。
(16)	免税事業者であるが、消費税に係る仕入控除税額報告書を提出する必要があるのか？	課税・免税事業者を問わず、全事業者が報告する必要があります。

<参考>

介護ロボットや ICT の導入・活用に参考となる情報を、県ホームページ『[介護ロボット・ICT の導入・活用を検討されている介護事業所のみなさまへ](#)』に掲載しています。

長崎県 介護ロボット 導入 検討

検索

◆県 HP ホーム > 分類で探す > 福祉・保健 > 高齢者・介護保険 > 介護人材確保の取組の情報 > 介護ロボット・ICT 普及促進事業 > 介護ロボット・ICT の導入・活用を検討されている介護事業所のみなさまへ

【お問い合わせ先】

長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

〒850-8570 長崎市尾上町 3-1

TEL : 095-895-2440 FAX:095-895-2576

E-mail : kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp